

北上市教育委員会訓令第2号

事務局及び教育機関

北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

令和7年2月17日

北上市教育委員会教育長 船田 浩

北上市教育委員会代決専決規程（平成3年北上市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1 学校長、幼稚園長及び学校給食センター所長の専決事項 (1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 北上市立学校施設の開放規則（平成23年北上市教育委員会規則第7号）第6条に規定する使用の手続（学校長に限る。）</u></p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 中央図書館長の専決事項 (1) [略] (2) 視聴覚教育に関し必要な機器の貸出し (3)～(5) [略]</p>	<p>別表第2（第10条関係）</p> <p>1 学校長、幼稚園長及び学校給食センター所長の専決事項 (1)～(3) [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 中央図書館長の専決事項 (1) [略] (2) 視聴覚教育に関し必要な<u>教材及び機器</u>の貸出し (3)～(5) [略]</p>

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。